

大阪商業大学学術情報リポジトリ

「寶備家督一件諸事控」

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学商業史博物館 公開日: 2018-05-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 池田, 治司, IKEDA, Haruji メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/600

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



〔史料紹介〕「タカノブ寶備家督一件諸事控」

池 田 治 司

一、はじめに

この史料は、延享元年（一七四四）に開店し、後に大名貸を中心に家業を営んだ大坂の両替商錢屋佐兵衛家に残された史料群（逸身家文書）に含まれる史料のひとつである。当該史料群の由緒・来歴については、『両替商 錢屋佐兵衛― 四代佐兵衛評伝^{〔1〕}」の第一章で詳述されているので割愛するが、ここで当該史料を紹介するのは、当館所蔵の佐古慶三教授収集文書に、同じく錢屋佐兵衛家の史料が含まれ、その中心となる日記の翻刻作業を進める中で、当該史料が重要な関連性を持つからである。

平成一五年（二〇〇三）に発見された逸身家文書は、翌年から逸身家文書研究会によつて調査・研究が進められ、先述のとおり既にその研究成果が刊行され、逸身家文書自体は、現在大阪歴史博物館に寄託

されている。

その中でもこの「寶備家督一件諸事控」は、四代佐兵衛（一八〇八―一八九一）から五代佐兵衛（一八三八―一九〇三）への家督相続に関する記録として、幕末維新期の同家の状況を理解する上での基本史料であり、当該史料を検証することは、当館に残された同時期の日記の内容を読み解くうえで不可欠であり、維新时期以降も継続して金融資本を維持し得た同家の重要な足跡として、今後の研究に資すると考える次第である。

二、史料の形態・特徴と構成

この史料の形態は横半帳で、縦一六cm、横二四・七cmで全七六丁

(内白紙三丁)である。

先述のとおり「實備家督一件諸事控」は、両替商錢屋佐兵衛家の家督相続に関する記録であり、この家督相続は慶応二年(一八六六)から明治四年(一八七一)にかけて行われた。

「實備」は「タカノブ」と読み、五代目当主の諱である。逸身家文書には明治二〇年の六代目佐兵衛(諱は「實護」)の家督相続に係る記録「實護家督一件諸事控」も残るが、両者には大きな違いがある。それは、明治四年七月の廃藩置県を間に挟んでいるためである。つまり明治政府の中央集権体制が整う以前には、支配的側面で丁内以外に御館入となっている藩ごとに家督相続の承認を願い出る必要があり、一方それ以後は、管轄の行政機関への統一的な届出のみとなる。また、幕末期の混乱に伴い、五代目の家督相続には五年弱という予想外に長い期間を要しているのも特徴である。しかも、土佐・津・阿波・五島・岸和田の五藩については、時間切れで届出ずじまいに終わっている⁽²⁾。

この「實備家督一件諸事控」は、次のような構成をとっている。

- ① 御館入の藩への家督相続届出の記録
- ② 丁内や別家・親類への家督相続届出の記録
- ③ 質仲間株名義切替の記録
- ④ 到来物の記録
- ⑤ 返礼の記録
- ⑥ 献立・御膳部の記録

⑦ 諸入用の記録

これらの項目ごとにその内容を見ていきたい。

三、御館入の藩への家督相続届出の記録

先述のとおり、土佐・津・阿波・五島・岸和田の五藩を除いて、館入の藩について次の順番で家督相続の願書が掲載されている⁽³⁾。

高鍋―明治二年九月

肥後―慶応二年十一月

因州―慶応三年四月

庭瀬―慶応三年(七月召出)

小田原―慶応三年(九月返書到来)

土浦―慶応三年(翌年六月召出)

泉州伯太―明治二年九月

蒔田(浅尾)―慶応三年(二月返書到来)

徳山―慶応四年閏四月

右記のとおり、掲載順は必ずしも時系列に準ずるものではない。家督相続の手続きの形式としては、各藩の屋敷に願書を提出した後、藩からの申渡がある。これは召出による場合と返書による場合があるが、願い出から承認までの期間の長短は藩によって違う。藩からの承認の申渡後、錢屋佐兵衛家は同藩の役人へ職域ごとに御披露のための礼状を出している。

一番年代が遅い高鍋藩が冒頭に記載されている理由は、天保年間に
 錢屋佐兵衛が同藩の名代及び蔵元を務めたことによると思われる。⁽¹⁾ 内
 容的にも同藩への願書は趣旨が違っている。つまり、通常の願書は館
 入を仰付けられ扶持を付与されていることに對する御礼で始まるが、
 明治二年九月の高鍋屋敷への願書は、既に家督相続願を承諾し出仕を
 許されたことへの御礼から始まっているので、前段の願書が省略され
 ていると思われる。これに続けて、「今般以朝命通商司御用懸り被為
 仰付奉蒙苗名常刀御免難有奉存候⁽²⁾」と記され、この「通商司御用懸
 り」の息子卯一郎への相続を願い出る文脈となっている。同年代の泉
 州伯太藩への家督相続願には、「通商司御用懸り」の内容は全く見当
 たらないので、この願書には、藩主が明治政府の要職に任ぜられた高
 鍋藩⁽³⁾に、明治二年に新政府の外国貿易管理官庁として設置され、後に
 国内商業や金融政策などの権限も与えられた通商司の役務を任ぜられ
 たことの披露の意味もあったと考えられる。

肥後藩については、慶応二年一月一六日に、手代の丈助が蔵屋敷
 名代の塩飽屋清右衛門に家督相続願を持参している。これに對して翌
 慶応三年四月朔日に肥後屋敷より召出があり、御勘定頭山内平治様、
 御奉行代・御目付兼御留守居河喜多助三郎様、御根取松岡龍太郎様、
 次席鵜殿城之助様列座において願書の承認と七人扶持の相続が申渡さ
 れる。これに對する返礼に續いて、「御国表」「御奉行」「勘定役」へ
 の披露御礼がなされた。

この召出に關して、「日記⁽⁴⁾」には次の記事がある。

三月二十九日

肥後御役人山内平次様參り候書面左二記ス

以手紙致啓達候、其元井二卯一郎殿儀国元分申来候義有之候
 間、明朔日四ツ時分此方屋鋪之茶屋江可有御出旨候、此段為可
 申達如此御座候、已上

四月朔日

一旦那樣・若旦那様肥後屋敷分御召出二付御越之事、供三助・岩
 助

これにより、前日に書面で連絡があり、四月朔日は旦那様（四代目
 佐兵衛）・若旦那様（五代目佐兵衛）が下男の子助・岩助を伴って出
 向いていることがわかる。

また、四月七日には手代皆助が袴を着用して中之島蔵屋敷詰諸役人
 宅へ内祝いの品（赤飯並びに鯉節・金封・反物等）を配りに出向いて
 いる。「日記」には、ここでも同伴の奉公人が列挙されている。それ
 によると、実際には内祝いの配布は翌日の八日までかかり、七日は皆
 助の他、文次郎（子供）・三助・岩助（以上、下男）、源助（起番）
 が、八日にはこれに永助（手代）と九助（下男）も手伝って配り終え
 ている。⁽⁵⁾ 四月七日の「日記」の記載には「拾軒余之處へ」とあるが、
 「寶備家督一件諸事控」に記載された頭数だけを数えると、他藩に秀
 でて多く、合計五四名にもなる。

次に因州藩の場合は、慶応三年四月に願書を差し出したところ、五
 月二八日に返書が到来し、翌日四ツ時に蔵屋敷に召出の連絡が来た。

この召出には若旦那一人で出向いて、家督相続の承認を仰付られている。「日記」には同様の記事が事実のみ簡潔に記されている。

この後翌日付けで、「御国許」「御家老御掛り分」「御側用人」「御積方」への披露御礼がなされた。この時元締の岡崎平内様には端物料を差出すべく命ぜられ、六月二日付けにて端物料金千疋。赤飯料金百疋を差出している。また、同日蔵屋敷詰役人には、肥後同様に内祝いの品として赤飯・麴酒料・松魚料を配っている。「日記」を見ると、この配布には皆助・熊吉・三助・源助が出向いている。

引き続き慶応三年の庭瀬藩への願書が載る。願出の日付は不明であるが、七月二日に召出され、旦那様と手代の専助が同伴している。しかし、同日の「日記」⁽¹⁰⁾には、専助の名前はなく、「供三助・備店々斎助御供二而蔵へ出家督被仰渡」と記されるのみである。

この後他藩同様、御国許・「御家老」「御用人」「当所詰役人」への御披露の礼状及び内祝の配布記録が載る。

続いて小田原藩は、願書に対して慶応三年九月十日に家督相続承認の達書が届く。「日記」によると、この時には若旦那様が岩助（下男）とともに御礼に屋敷へ出向いている。小田原藩の場合、従来通り合力米五石が贈られることとなった。これをもって九月一日に「御国表」「御家老」「御年寄」「御用人」「御勘定奉行」の別で御披露御礼が出され、蔵屋敷宛に内祝の金品が配られる。

同様に、土浦藩、泉州伯太藩、蒔田（浅尾）藩、徳山藩と続く。届出の形式は他藩を踏襲した形であるが、これらの藩は役人氏名などが

それ以前の藩に比べて簡略されている。さらには「日記」⁽¹¹⁾の記載についても、土浦藩の場合だけは、藩の召出に応じて若旦那様と皆助が出向いたことがわかるが、記載のない場合や、徳山藩のように内容に触れずに書状の到来のみを記す場合すらある。

この史料には銭屋の館入諸藩の役人の名前が列挙されている。参考のために掲載の役人氏名を藩別にまとめたのが次の表1である。

表1 「寶備家督一件諸事控」掲載の諸藩役人氏名一覧

藩名	役職名	氏名
高鍋藩		大坪寛
		黒水鷲郎・城勇雄
肥後藩	御根取	松岡龍太郎
	次席	鷄殿城之助
	(御国表)	木下嘉納・下津久馬・志水久左衛門・斎藤又太夫・神吉矢柄・藤本津志馬・宇野市郎右衛門・藪作右衛門・浅山左納・関繁兵衛
	御奉行	荒木甚四郎・鎌田軍之助・田中八良兵衛・井上加左衛門・柏木文右衛門・道家角右衛門・佐久間角助・木村得太郎・永屋猪兵衛
	御勘定役	中山左治右衛門・田代儀左衛門・間部源左衛門・濱治壽平・江藤潤右衛門・中松助作
	(肥後屋敷)	矢津直助・藤嶋又八・中西喜一郎・田村銀左衛門・太田尚彦・成松九一郎・上野十郎・中村善之助・内尾壽一郎・重竹傳太・小山七郎
	御奉行代、御目附兼御留守居	河喜多助三郎
	御勘定頭	山内平治
	御勝手方	内柴團九・白石律次
	十人横目	荒木嘉兵衛・落合土彦・小林大作・筑桑仙太郎
	御蔵支配	古閑文助・谷崎龍平・堤富治郎
	御銀支配	渡辺熊之助・小嶋長平
	御勘定物書	馬淵才平・河口七郎次
	御当用方	堀江徳治・鷄殿城之助・中嶋潤之助
	御留守居方	猪俣才八・橋本喜弥太・松尾楯之助・白井弥平太
	御留守居方下物書	岡田熊太郎
	御会所加人物書	古山豊平・高木桂太・小嶋時之助・諷波平之允・諷波郷右衛門
	御蔵物書	岡本耕吉・高井新吾・諷波又市
	御銀所物書	中井孫八・佐久間範右衛門
	表御門番	中川登代彦
	御蔵物書	猪俣才兵衛
	御会所上番	諷波平造・佐久間敬助
	御船頭	増田八治郎
	小頭	白井清助
	御作事方	高井善作
	御添役	佐久間熊治・原田真太郎
	裏御門番	吉村千賀之允
	水御門	白井市蔵
	御留守居詰	入江嘉久馬・氏原利三郎
	御会所番	佐久間小太郎・増田鎌蔵・兼松磯之允
	(蔵屋敷用達)	塩飽屋清右衛門・淀屋清之助・塩飽屋常七・松屋宗助
因州藩		林善八・石井十右衛門・桑原幾右衛門
	御家老御掛分	荒尾但馬・御用達森尾嘉兵衛・平野所右衛門・小川幸右衛門

藩名	役職名	氏名
因州藩		和田孝岐・延原省三・福田七之進・嶋田周造
		鶴殿大隅・久保節也・中川謙治・安田権平
		荒尾駿河・服部八百人・石原久兵衛
	御側御用人	山下豊雄・森佐左衛門・戸次半兵衛
	元締	岡崎平内
	御勘定奉行	岡部佐兵衛
	御積方	野田文治郎・須知善兵衛
		林善八・石井十右衛門・桑原幾右衛門・前田又兵衛・佐野久左衛門・山本伊平次・山田源之丞・横山源蔵・荒井傳治郎・星見戸次・星見恒治郎
	御門番衆	坂東半三郎・石井要治郎・佐藤鉄蔵・永田覚一・森浅次郎・星見久治郎・石井傳三郎・佐藤辰治郎・次藤千代蔵
	仲士頭	吉田屋庄三郎・中村屋新助
		早川庄兵衛
庭瀬藩		遠藤嘉兵衛・浅尾牧太・兼松権九郎
		津久井助右衛門・近藤三平・福田與市
	御家老	森岡喜多右衛門・渡辺壽吉・関原功・平井槌之助
	御用人	永井新五右衛門・鈴木新助・渡辺竹治郎・江戸津久井助右衛門・近藤三平・福田与市
	御吟味	徳田又兵衛・町田弾之助・三宅糺・仁木要・江戸高塚三郎兵衛・西日喜惣
	御国分郡奉行	菅田寛・上原莊右衛門・大河九左衛門
	御留守居	兼松権九郎
	下役	渡辺幾治郎
		遠藤嘉兵衛・浅尾枚太
小田原藩		石原五郎左衛門・山崎彦四郎
	御家老	岩瀬大江進・吉野図書・大久保雅楽介・加藤直衛
	御年寄	横井作十郎・梅原鞆負・槇嶋主金・蜂屋十太夫・志谷太膳・小川左十郎
	御用人・御勘定奉行	向井弾右衛門・井沢門太夫・関小左衛門・小野朝右衛門・服部与惣兵衛・酒井田織部・倉賀野太宮・松下良左衛門・横井三良右衛門・伊田与五兵衛・竹内藤左衛門
	御勘定奉行	関谷源右衛門・日置祐右衛門・栗田丈右衛門・福住應右衛門・荒井伊助・大庭郡輔・瀬戸雄作・内田惣兵衛・須藤又内・福住莊助
	御奉行	石原五郎左衛門
	御留守居	山崎彦四郎・久保田好太郎・三木式左衛門・藤井十兵衛・里見小平次・津川雄助・細田三平
	土浦藩	吉田兵左衛門
	伯太藩	西野又一・杉田彦四郎・山中善太
蒔田(浅尾)藩		原龜之進・原太門・鷲尾庄司
徳山藩		小川右馬雄
		谷城保左衛門・兼崎寛九郎

四、丁内や別家・親類への家督相続届出の記録

次に記載されているのは、町内家屋敷に名前切替に関する証文である。これは請負人としての錢屋佐一郎（五代目佐兵衛の弟、但し手代丈助が代判）、と被相続人の錢屋卯一郎（五代目佐兵衛）の連名で町年寄の石灰屋吉治郎宛に作成され、町内六ヶ所の家屋敷の相続に関し、御触や町内申合せを作法通り守り、町内の相談事は他に漏らさず、町入用の分担は滞りなく差出すことなどの誓約を前提に届け出ている。

逸身家所有の家屋敷明細が「一札之事」以下に次のように列挙される。

- | | | | | |
|---|-----|-------|-------|------|
| ① | 一役半 | 表口九間 | 裏行二〇間 | 居家屋敷 |
| ② | 一役 | 表口三間 | 裏行二〇間 | 掛屋敷 |
| ③ | 一役 | 表口四間半 | 裏行二〇間 | 掛屋敷 |
| ④ | 一役 | 表口六間 | 裏行二〇間 | 掛屋敷 |
| ⑤ | 一役 | 表口五間 | 裏行二〇間 | 掛屋敷 |
| ⑥ | 二役 | 表口六間 | 裏行二〇間 | 掛屋敷 |

それぞれ場所の特定に関しては前掲の『両替商 錢屋佐兵衛』四代佐兵衛評伝』の中に詳細な解説があるので、ここでは割愛するが、錢佐本店のある石灰町は大坂島之内の東側寄りに位置し、その中央を綿屋町筋が南北に、清水町筋が東西に交差して通る。つまり、町域は交差する二つの道を挟んで四つのブロックに分かれている。錢佐の居家屋敷となる①は、このうち南東のブロックの中央の一筆で、その

南側の二筆が④と⑤である。そして、南西ブロックの一番北の一筆が⑥であり、北東ブロックの南から二筆目・三筆目が③と②である。綿屋町筋を挟んで東側に石灰町の錢佐の所有地の大半がある。

次に、この家屋敷相続に際して、町役の町人に配った合計金一兩三步一朱、錢壹貫五百文の祝儀の明細記されている。

別家廻状は明治四年四月二日付で家督相続が滞りなく終了したことを記している。この時廻状を廻した別家は本町・錢屋宗兵衛・同丈助・同市兵衛・同嘉兵衛・同専助・同清兵衛の七軒である。それぞれ前掲の『両替商 錢屋佐兵衛』四代佐兵衛評伝』を参照して簡単に解説する。

本町様―錢屋源兵衛家のことを指す。錢佐の過去帳では初代源兵衛は「先祖」で、その娘ヒサと二代源兵衛は「親類」となっており、なんらかの血縁があると推測できるが、この時期には親類ではなく別家の一つとみなされていた。この時期の居住地から「本町様」と称された。逸見姓。

錢屋宗兵衛―錢屋の別家の中では唯一天保御用金を課せられるなどの経済力があった。本町一丁目に店を持つ。嘉永期まで泉州貝塚の廣海家と取引があった。辻姓。

錢屋丈助―嘉永六年の四代佐兵衛の新体制導入により手代筆頭となり、佐兵衛の腹心として本店に通勤し、大名貸の中枢を担った。溝口姓。

錢屋市兵衛―寛政七年に菊屋町に開店する。天保五年に石灰町に店を

移す。天保一二年に錢佐より屋敷を購入する。嘉永二年の当主死去とともに経営が悪化、休店。中西姓。

錢屋嘉兵衛―嘉永六年の四代佐兵衛の新体制導入により、清兵衛とともに備後町店の業務と監督を担当。高木姓。

錢屋専助―備後町店開店（天保八年）前後に別家となる。二代目専助は大坂為替会社代理として出勤。笹部姓。

錢屋清兵衛―嘉永六年の四代佐兵衛の新体制導入により、嘉兵衛とともに備後町店の業務と監督を担当。桑原姓。

京都の親類四軒へは左記別家の嘉兵衛が「生掛ケ金平糖一斤壱箱ツ、」を持参のうえ、上京して披露に向く。ここでいう「京親類四軒」とは、三代佐兵衛の三番目の妻リヤウの娘ラクの嫁ぎ先京都室町三条役行者町の縮緬問屋、丹後屋（野々口家）、そしてその姉シカの嫁ぎ先京都二條誉田屋（矢代家）、五代佐兵衛の妻ハタの実家平野屋（岩佐家）、二代佐一郎の妻タイの実家升屋（戸倉家）である。

続いて兵庫二軒への披露が五月に行われる。これは遠方のため餅米一升・小豆二合袋を袋に入れ手紙を添えて飛脚で送った。宛先に記された二軒の藤田家（京屋）は四代佐兵衛の母トミの実家筋。

この後、九月にはト半町及び北久宝寺町の掛屋敷の名義切替を届け出る。ト半町は少御年寄田中新右衛門宛、北久宝寺町は少御年寄松浪安兵衛宛である。掛屋敷の広さは、ト半町が表口七間半裏行二〇間の一ヶ所、北久宝寺町が表口二〇間半裏行一六間半・表口三間半裏行一二間半の二ヶ所である。ト半町の掛屋敷は石灰町の錢佐居宅の東隣に

背中合わせに位置する。錢佐はこの掛屋敷を天保九年に一三貫で購入している。ここには九人の借家人があり、その中には別家の常七や出入方の三木屋東助も含まれた。

五、質仲間株名義切替の記録

この質仲間名義切替は所属する十八番組の出番及び島之内年行事及び元南質御組頭衆中に対して、明治四年七月に口上書を出している。十八番組出番及び島之内年行事はいずれも大坂屋七兵衛である。

六、到来物の記録

御館入の藩への家督相続届出に関する解説には、各藩からの到来物については記載していないが、家督相続が披露されると、披露先から贈られてくる。その後内祝いが差出されるのが順序である。つまり、この到来物の項には、肥後・小田原・蒔田（浅尾）・徳山・土浦・伯太各藩関係者からの到来物が記されている。それ以外に関係の両替商、丁内町人、親戚筋や出入方町人などが名を連ね、贈り物の内容は魚・反物・扇子・紙・鯉節・蒲鉾・酒など様々である。

七、返礼の記録

返礼はまず、到来物に対する為の記録がある。これに続いて明治四年八月一日付で、家内遣し物祝として、錢源・錢丈、別家五人（錢宗・錢市・錢嘉・錢專・錢清）、手代十人（要助・皆助・禎助・萬助・文助・徴造・弘造・祥造・敬造・大助）、子供一三人（巳之助・仙吉・藤吉・永吉・千之助・与三郎・政治郎・龜治郎・勇治郎 万吉・茂吉・多三郎・清之助）、別家に準ずる者（常七・平助・錢喜）、女房や乳母（きく・たみ・りく）、下男（三助・岩助・七助・備又助）、下女（すへ・たね・まつ・まき・こま）、出入方（三木東・花吉・堺与・大忠・尼長・河藤）、普請方（大工弥・家根清・左官伊助・伊右衛門）に対して、金品を渡している。

八、献立・御膳部の記録

前掲の『両替商 錢屋佐兵衛― 四代佐兵衛評伝』によれば、祝の膳にあずかった者の名前は、返礼の記録と同じくグループ分けがなされている。第一グループは家族（七人）、第二グループは別家ならびに家内（妻ないし母一三人）、第三グループは手代ならびに子供（一三人）、第四グループは下男下女（一四人）、他に別家の御供四人をあわせて合計五一人が記されている。

九、諸入用の記録

最後に諸入用の記録の記載がある。この項目に記載された内容は、主に内祝の祝儀が中心となっている。本稿では特に館入諸藩に関する入用について摘記しておきたい。まず、諸入用の項目に記載のある藩は、肥後・因州・小田原・庭瀬の四藩であり、それ以外の藩には祝儀や祝いの品を渡していないと思われる。藩別の諸入用総額は次のとおりである。

肥後藩―三貫六百二匁四分四厘

因州藩―二貫四十二匁三分二厘

小田原藩―七百四十二匁七厘

庭瀬藩―六百四十二匁九分一厘

以降、町内・親類・質仲間・道具方・為換会社・別家・家内への祝儀などの費用が計上され、総費用は銀三五貫九七三匁二分七厘となっている。

最後にこの史料の釈文掲載にあたって、所蔵者の逸身喜一郎氏にご快諾をいただいたこと、そして史料の閲覧に際し、大阪歴史博物館学芸員の八木滋氏にご配慮を頂いたことに謝意を表する。

【釈文】

（表紙）

明治四辛未年四月吉日
タカノ
實備家督一件諸事控

高鍋屋鋪江家督願

奉願上口上覚

一

私儀

及老年多病二相成候二付、忤卯一郎江家督為仕度奉願上候処、尚又御
懇之御意を以不相变出勤可致様被仰付難有罷有候処、今般以朝命通商
司御用懸り被為仰付奉蒙苗名帶刀御免難有奉存候、然ル処老年多病之
儀難相勤候二付、代人差出此段御断奉申上御聞濟二毛相成御座候次第
二付、卯一郎二相続為仕為相勤度奉存候、御屋鋪様者不外成格別之御
儀二付隠居仕候共存命中出勤者難出来候共、御用之節者不相变被仰聞
度訳而奉願上候、此段可然様御執成之程奉頼上候、以上

逸身佐兵衛

明治貳己巳年九月

大坪 寛様

右之通差出置候処、同十一月二左二

一筆乞啓達候、然者佐兵衛殿及老年御奉公難相勤趣を以隠居被願出、
願通被成御免忤卯一郎殿江格式扶持方共其俣被下候間、右様御承知可
有之候、恐々謹言

十月十一日

黒水鷲郎

城 勇雄

逸身佐兵衛殿

逸身卯一郎殿

肥後屋敷

奉願上口上覚

一

私儀

御館人被為

仰付置

御通行之節々

御目見被為

仰附御扶持方を毛被下置、誠二以冥加至極難有仕合奉存候、然ル処最
早及老年多病二相成、急々快復毛仕兼出勤相怠奉恐入候間、隠居仕忤
卯一郎義佐兵衛与改名仕世家督相続仕世度奉存候、依之不相变御用向
諸事私同様被為

仰付被下候様奉願候、此段可然様御執成奉頼上候、以上

錢屋

慶応二丙寅年十一月 佐兵衛

山内平治様

右之通相認寅十一月十六日名代塩飽屋清右衛門殿方江丈助持参之事、尤右願書塩飽屋江頼内々御屋鋪へ同被呉下書被下候事

前書之通差出置候処卯四月朔日主人親子被召出、於御茶屋御勘定山内平次様・河喜多助三郎様・御根取松岡龍太郎様・次席鷗殿城之助様御

^(別)烈座二而被申渡候御達書

申渡

錢屋佐兵衛
忤錢屋卯一郎

佐兵衛義病身二罷成候二付忤卯一郎江家名相続仕せ用向是迄之至被仰付被下候様願之書付相達置候、依之父江相贈被置候七人扶持無相違卯一郎江被相贈用向父同様被申付之

四月朔日

右二付御請左二因州杉原江相認上包半紙二而口上之覺トノ差出又

乍憚口上之覺

今般願之通家督相続被為仰付難有仕合奉存候、依之以来佐兵衛隱居仕

佐次兵衛与改名、卯一郎義佐兵衛与相改、不相变御館入御用向相勤度候間、此段宜御聞濟被成下候様奉願上候、以上

慶応三丁卯年四月

錢屋卯一郎
改名佐兵衛
錢屋佐兵衛
改名佐治兵衛

山内平治様

右塩飽屋今下書被下候二付
差出候事、夫々廻札左二

願之通家督被仰付	錢屋佐兵衛
難有奉存候、右御厚礼	改名佐治兵衛
奉申上候	錢屋卯一郎
	改名佐兵衛

御国表御披露左二

一筆奉啓上候

太守様益御機嫌能被為遊御座奉恐悦候、然者佐兵衛義病身二罷成候二付忤卯一郎江家名相続仕せ、御用向父同様被 仰附旨今朔日被 仰付重疊難有仕合奉存候、乍恐右御礼為可奉申上捧愚札候、御席之割可然様御執啓奉頼上候、恐惶謹言

錢屋佐兵衛

四月朔日

(花押)

錢屋卯一郎

(花押)

木下嘉納様

下津久馬様

志水久左衛門様

斎藤又太夫様

神吉矢柄様

藤本津志馬様

御披露

若殿様御披露同文

宇野市郎右衛門様

藪 作右衛門様

浅山左納様

関 繁兵衛様

御披露

御奉行

一筆啓上仕候、薄暑相催候処益御安泰被為成御座恐悦之御儀奉存候、
然者佐兵衛義病身二罷成候二付忤卯一郎江家名相続仕廿御用向是迄之
通被 仰附被下候様奉願置候処、佐兵衛江被為下置候七人扶持卯一郎
江被為下置、御用向父同様被仰付旨今朔^{（貼紙）}「日被」仰渡重畳難有仕合奉

存候、乍憚右御礼為可奉申上以愚札如斯御座候、御席之節可然奉頼上
候 恐惶謹言

錢屋佐兵衛

四月朔日

花押

錢屋卯一郎

花押

荒木甚四郎様

鎌田軍之助様

田中八良兵衛様

井上加左衛門様

柏木文右衛門様

道家角右衛門様

佐久間角助様

木村得太郎様

永屋猪兵衛様

御取次中様

右孰連毛片苗字各通

紙イヨ奉書上包半紙

御勘定役

一筆啓上仕候、薄暑相催候処益御安泰被為成御座目出度御儀奉存候、
然者佐兵衛義病身二罷成候二付忤卯一郎江家名相続仕廿御用向是迄之

通被 仰附被下候様奉願上候処、佐兵衛江被為下置候七人扶持卯一郎
江被為下置、御用向父同様被仰附旨今朔日被仰渡重畳難有仕合奉存
候、乍憚右御礼為可奉申上以愚札如斯御座候、恐惶謹言

錢屋卯一郎

錢屋佐兵衛

四月朔日

花押

錢屋卯一郎

花押

中山左治右衛門様

田代儀左衛門様

間部源左衛門様

濱治壽平様

江藤潤右衛門様

中松助作様

前同断

一筆啓上仕候、薄暑相催候処益御勇健被成御座珍重之御儀奉存候、然
者佐兵衛義病身二罷成候二付忤卯一郎江家名相続仕せ、御用向父同様
被仰附旨今朔日被仰渡重畳難有仕候奉存候、乍憚右御礼為可奉申上以
愚札如斯御座候

恐惶謹言

錢屋佐兵衛

四月朔日

花押

矢津直助様

藤嶋又八様

中西喜一郎様

田村銀左衛門様

太田尚彦様

成松九一郎様

上野十郎様

中村善之助様

内尾壽一郎様

重竹傳太様

小山七郎様

杉原二而上包八半紙

中片苗字上書二字苗字二認事

当所中之嶋蔵屋鋪詰諸役人祝差出候分左二、皆助袴着用二而軒別二
参上之事

一筆啓上仕候、薄暑相催候処益御安泰被遊御座奉恐賀候、然者今般願
之通家名相続被 仰付難有仕合奉存候、因茲御益頂戴仕度奉存候処、
御時節柄二付略儀失^{（貼）}敬奉恐^{（貼）}入候得共、何々之品奉入尊覧候、御笑

留被成下候ハ、忝奉存候、先右御礼奉申上度如斯御座候、以上

錢屋卯一郎改名

同役

四月七日

佐兵衛

前同断

白石律次様

錢屋佐兵衛改名

十人横目

佐次兵衛

前同断

荒木嘉兵衛様

御奉行代

赤飯壹重

落合土彦様

赤飯壹重

御目附兼御留守居

松魚一連十

なごや麻上下地壹

河喜多助三郎様

ノ代三十目

代貳百廿五匁

前同断

小林大作様

松魚十壹箱

前同断

筑桑仙太郎様

ノ代七十七匁四分

赤飯一重

御蔵支配

赤飯壹重

御勘定頭

松魚十壹箱

古閑文助様

米沢麻上下地一

山内平治様

代三十目

同

松魚十壹箱

前同断

谷崎龍平様

ノ代前同断

前同断

堤 富治郎様

赤飯壹重

御根取

御銀支配

麁樽料金七百足

松岡龍太郎様

前同断

渡辺熊之助様

松魚十壹箱

前同断

小嶋長平様

ノ代七十五匁貳分貳リ^(重)

赤飯壹重

御勘定物書

赤飯壹重

御勝手方

麁酒料三百足

馬淵才平様

松魚十壹連

内柴團九様

松魚十壹連

代四十目	同	御留守居方下物書
前同断	河口七郎次様	岡田熊太郎様
前同断	御当用方	御会所加人物書
外唐金巾沓反添	堀江徳治様	古山豊平様
此分祝二付御配慮被下		高木桂太様
候二付差出入		小嶋時之助様
赤飯沓重	同	諷波平之允様
麴酒料三百疋	鵜殿城之助様	諷波郷右衛門様
松魚十沓連		御蔵物書
代四十目	同	岡本耕吉様
前同断	中嶋潤之助様	高井新吾様
前同断	御留守居方	諷波又市様
前同断	猪俣才八様	御銀所物書
前同断	同	中井孫八様
赤飯沓重	橋本喜弥太様	同
(貳部) 「魚券」十枚	松尾楯之助様	佐久間範右衛門様
代沓貫文	白井弥平太様	表御門番
前同断		中川登代彦様
		御蔵物書
		猪俣才兵衛様
		赤飯斗之先名札
		因州杉原二ツ切沓枚

十六切

今般願之通家名	錢屋
相統被仰付難有奉存候	卯一郎
右御礼奉申上候	改名佐兵衛

御会所上番

諷波平造様

同

佐久間敬助様

御船頭

増田八治郎様

小頭

白井清助様

御作事方

高井善作様

御添役

佐久間熊治様

同

原田真太郎様

裏御門番

吉村千賀之允様

水御門

白井市蔵様

御留守居詰

入江嘉久馬様

同

氏原利三郎様

御会所番

佐久間小太郎様

同

増田鎌蔵様

同

兼松磯之允様

塩飽屋清右衛門様

赤飯老重

松魚老連

代四十目手紙添

右三軒

赤飯斗り

口上名札添

淀屋清之助様

塩飽屋常七様

松屋宗助様

今般願之通家督

錢屋卯一郎

被仰付不相変宜敷

改名

奉頼上候

佐兵衛

因州屋鋪分

乍恐以書附奉願上候

一

私儀

年来御館入仕御用被為仰附扶持方等頂戴仕難有仕合奉存候、然ル処私義及老年多病二御座候二付忝卯一郎義佐兵衛与改名為致家督相讓申候間、先規之通御用向被為仰附扶持方等是迄之通被下置候八、重畳難有仕合奉存候、此段可然様御執成之程奉願上候、以上

錢屋

佐兵衛

慶応三丁卯年四月

林 善八様

石井十右衛門様

〔貼紙〕
「桑」原幾右衛門様

右片折二認上包半紙二上トノ差出ス

然ル処五月廿八日御状至来左二

以手紙致啓達候、然者申達之儀為之候間、明廿九日四ツ時当方役所江

御出可有之候、此段申達候、以上

前三名

五月廿八日

錢屋

卯一郎様

右二付若主人言人御出之上家督相統被仰付廻札名札左二

願之通家督被仰付

錢屋佐兵衛

難有仕合奉存候、右

錢屋卯一郎

御厚礼奉申上候

御国許御披露

一筆奉啓上候

太守様益御機嫌能被為遊御座恐悦至極奉存候、然者佐兵衛義及老年多病二相成候二付忝卯一郎へ家督相統仕廿御用向是迄通被 仰付被下候様奉願上候処、御扶持方被為下置万々先規之通御用向被 仰附旨被仰渡重畳難有仕合奉存候、乍恐右御礼為可奉申上各様迄捧愚札候、乍憚御席之刻可然様御執啓奉願上候、恐惶謹言

錢屋佐兵衛

六月朔日

花押

錢屋卯一郎

花押

山下豊雄様

森 佐左衛門様

戸次半兵衛様

御披露

御家老御掛り分

一筆奉啓上仕候

何々様益御機嫌能為遊御座恐悦之御儀奉存候、然者佐兵衛義及老年多病二相成候二付忤卯一郎江家督相統為仕御用向是迄之通被 仰附被下候様奉願上候処、御扶持被為下置万々先規之通御用向被 仰付旨被仰渡重畳難有仕合奉存候、乍恐右御礼為可奉申上各様迄捧愚札候、乍憚御席之刻可然様被 仰上可被下奉頼上候、恐惶謹言

錢屋佐兵衛

六月朔日

花押

錢屋卯一郎

花押

荒尾但馬様

御用達

森尾嘉兵衛様

平野所右衛門様

小川幸右衛門様

和田彦岐様

延原省三様

福田七之進様

嶋田周造様

鵜殿大隅様

久保節也様

中川謙治様

安田権平様

荒尾駿河様

服部八百人様

石原久兵衛様

御側御用人

一筆啓上仕候、向暑御座候処益御安泰被為成御座恐悦之御儀奉存候、然者佐兵衛義及老年多病二相成候二付忤卯一郎江家督相統為仕御用向是迄之通被 仰付被下候様奉願上候処、御扶持被為下置万々先規之通御用向被 仰付旨被仰渡重畳難有仕合奉存候、乍憚右御礼為可奉申上如斯御座候、恐惶謹言

六月朔日

錢屋佐兵衛

錢屋卯一郎

山下豊雄様

伊藤隼之丞様

森 佐左衛門様

戸次半兵衛様

元締

岡崎平内様

御勘定奉行

岡部佐兵衛様

御侍中

右孰連毛片苗名之事

御積方

一筆啓上候、向暑御座候処益御勇健被遊御座珍重之御儀奉存候、然者佐兵衛義及老年多病二相成候二付忝卯一郎江家督相統為仕御用向是迄之通被 仰付被下候様奉願上候処、御扶持被為下置万々先規之通御用向被 仰附旨被 仰渡重畳難有仕合奉存候、乍憚右御礼為可奉申上如斯御座候、恐惶謹言

六月朔日

錢屋佐兵衛

錢屋卯一郎

野田文治郎様

須知善兵衛様

参合御中

右夫々前田又兵衛様御許迄六月九日差出候事、元締様へ端物料差出候方可然様御沙汰二付本紙礼状共式通御国元へ差送る

一筆啓上仕候、向暑御座候処益御安泰被遊御座奉恐賀候、然者今般願之通家督相統被仰付難有仕合奉存候、自今佐兵衛隱居仕佐治兵衛与改名、卯一郎義佐兵衛与相改申候、不相变御懇命之程奉願上候、依之輕少之至候得共、端物料金千足・赤飯料金百足進上之仕候、乍恐右御礼為可奉申上呈愚礼候、恐惶謹言

錢屋卯一郎改名

六月廿一日

佐兵衛

錢屋佐兵衛改名

佐治兵衛

岡崎平内様

御侍中

右片木二載金封書状共相封差出候事

当所蔵屋鋪詰役人左二

肥後同様

一筆啓上仕候、甚暑之節御座候処益御安泰被遊御座奉恐賀候、然八今般願之通家督相統被仰付難有仕合奉存候、因茲御盃頂戴仕度奉存候処、御時節柄二付略儀失敬奉恐入候得共、麴酒料金何程、松魚料金何程奉入尊覽候、御笑留被成下候八、忝奉存候、先右奉申上度如斯御座候、以上

錢屋卯一郎改名

六月廿一日

佐兵衛

錢屋佐兵衛改名

佐次兵衛

赤飯老重

麴酒料七百足

林 善八様

松魚料百疋

ノ

同断

麩酒料七百疋

松魚料百疋

ノ

前同断

同断

麩酒料三百疋

松魚料金百疋

前同断

同断

松魚料百疋

前同断

前同断

前同断

前同断

前同断

石井十右衛門様

桑原幾右衛門様

前田又兵衛

佐野久左衛門様

山本伊平次様

山田源之丞様

横山源蔵様

荒井傳治郎様

星見戸次様

星見恒治郎様

是迄手紙添

今般願之通家督

錢屋

相続被仰付難有奉

卯一郎改名

存候右御礼奉申上候

佐兵衛

右名札附左二

御門番衆

赤飯一重

坂東半三郎様

松魚料金五十疋

前同断

石井要治郎様

前同断

佐藤鉄蔵様

前同断

永田覚一様

前同断

森浅次郎様

前同断

星見久治郎様

前同断

石井傳三郎様

前同断

佐藤辰治郎様

前同断

次藤千代蔵様

外二仲士頭名札なし

赤飯壹重卜

吉田屋庄三郎

五十疋

同

中村屋新助

御名代倉橋屋へ

然者今般願之通家督被仰付難有仕合奉存候、依之為内祝赤飯壹重・松魚十疋連呈上仕候、御笑留被成下候八、忝奉存候、先右申上度如斯御

座候、以上

錢屋卯一郎

六月廿一日

改名

佐兵衛

早川庄兵衛様

庭瀬屋鋪分

奉願上口上覺

一

私儀

御館入被為

仰附置

御通行之節々

御目見被為

仰附御扶持方を毛被為下置誠二以冥加至極難有仕合奉存候、最早及老

年多病二相成候二付隠居仕悴卯一郎義佐兵衛与改名為仕家督相続為仕

度奉存候、依之不相变御用向諸事私同様被為 仰附被下候様奉願候、

此段可然様御執成奉頼上候、以上

錢屋

慶心三丁卯年

佐兵衛

浅尾牧太様

兼松権九郎様

右差出し置候処、卯七月廿一日当所堂嶋屋鋪分被召出大旦那様付添專

助御越之上兼松様分願之通承知相成、都而是迄通被仰渡御酒・御料

理・御飯被下候事

右相済候二付御披露左二

一筆奉啓上候

殿様益御機嫌能被為遊御座恐悦至極奉存候、然者佐兵衛義及老年多病

二相成候二付悴卯一郎江家督相続為仕御用向是迄之通被 仰附被下候

様奉願上候処、御扶持方被為下置万々先規之通御用向被仰渡重畳難有

仕合奉存候、乍恐右御礼為可奉申上捧愚札候、御席之割可然様御執啓

之程奉願上候

恐惶謹言

錢屋佐兵衛改名

七月廿一日

佐治兵衛

錢屋卯一郎改名

佐兵衛

津久井助右衛門様

近藤三平様

福田與市様

御披露

(貼紙)
「遠藤嘉兵衛様」

御家老

一筆啓上仕候、残暑敷敷御座候処益御機嫌能遊御座恐悦至極奉存候、然者佐兵衛義及老年多病二相成候二付忤卯一郎へ家督相統為仕御用向是迄之通被仰付被下候様奉願上候処、御扶持方被下置万々先規之通御用向被仰渡重畳難有仕合奉存候、乍恐右御礼奉申上度以愚札如斯御座候、恐惶謹言

七月廿一日

錢屋佐兵衛改名

佐治兵衛

錢屋卯一郎改名

佐兵衛

森安喜^(岡力)多右衛門様

渡辺壽吉様

関原 功様

平井槌之助様

参合御中

右孰毛片苗字伊予奉書二ノ

上包美濃紙

御用人

一筆啓上仕候、残暑強御座候処益御^(貼紙)「安泰」被遊御座奉欣賀候、然者佐兵衛義及老年多病二相成候二付忤卯一郎江家督相統為仕御用向是迄

之通被仰付被下候様奉願上候処、御扶持方被為下置万々先規之通御用向被仰渡重畳難有仕合奉存候、乍憚^(貼紙)右御礼奉申上度以愚札如斯御座候

恐惶謹言

七月廿一日

錢屋佐兵衛改名

佐治兵衛

錢屋^(貼紙)「卯一」郎改名

佐兵衛

永井新五右衛門様

鈴木新助様

渡辺竹治郎様

江戸

津久井助右衛門様

同

近藤三平様

同

福田与市様

参合御中

一筆啓上仕候、残暑強御座候処益御勇健被遊御座奉欣賀候、然者佐兵衛義及老年多病二相成候二付忤卯一郎へ家督相統為仕御用向是迄之通被仰付被下候様奉願上候処、御扶持方被為下置万々先規之通御用向被仰渡重畳難有仕合奉存候、乍^(貼紙)「憚」右御礼奉申上度^(貼紙)「如斯御座候、恐

惶謹言

七月廿一日

錢屋佐兵衛改名

佐治兵衛

錢屋卯一郎改名

佐兵衛

御吟味

徳田又兵衛様

町田弾之助様

三宅 糺様

仁木 要様

同江戸

高塚三郎兵衛様

同

西日喜惣様

御国分郡奉行

菅田 寛様

上原莊右衛門様

大河内九右衛門様

役人衆江揆抄因州杉原切紙二左二

口上

今般家督相続被仰付難有奉存候、依之輕少之至二候得共松魚料金何程

進上之仕候、御笑留被成下候八、忝奉存候、先右御礼奉申上度如斯御座候、以上

松魚料者折かけ二ノ、中へ金高認表切熨斗張付、右別紙ト一諸^{（總）}二封し、本文八別二封一諸^{（總）}二差出ス、但御国斗り

貳百疋宛

森岡喜多右衛門様

渡邊壽吉様

関原 功様

永井新五右衛門様

鈴木新助様

（貼紙）
町田弾之助様

徳田又兵衛様

三宅 糺様

仁木 要様

菅田 寛様

上原莊右衛門様

大河内九右衛門様

尤江戸詰八無し

百疋ツ、

百疋ツ、

当所詰役人へ

一筆啓上仕候、残暑強御座候処益御安泰被遊御座奉恐賀候、然者今般家督相続被仰付難有奉存候、依之輕少之至候得共松魚料金百疋・赤飯

一重進上之仕候、御笑留被成下候八、忝奉存候、先右御礼奉申上度如斯御座候、以上

錢屋佐兵衛改名

八月

佐治兵衛

錢屋卯一郎改名

佐兵衛

御留守居

兼松權九郎様

赤飯卜百疋

下役

渡辺幾治郎様

同 五拾疋

当節御国

遠藤嘉兵衛様

松魚料百疋

浅尾枚太様

前同断

小田原屋敷分

奉願上口上覺

一

私義

御館入被為

仰附御扶持方を毛被為下置誠二以冥加至極難有仕合奉存候、然ル処最早及老年多病二相成候二付隠居仕忝卯一郎義佐兵衛与改名為仕家督相続仕度奉存候、依之不相变御用向諸事私同様被為仰付被下候様奉願上候、此段可然様御執成奉願上候、以上

錢屋

慶応三丁卯年

佐兵衛

石原五郎左衛門様

山崎彦四郎様

右願書差出置候処、卯九月十日御奉書手紙江封込石原・山崎両名二而参り則左二

以手紙得御意候、秋冷之節御座候処弥御安宋被成御凌珍重奉存候、誠二昨日者御入来被下候処何之風情毛無之残懷奉存候、其砌別紙之通御達可申上心得之処、其内御引取二付乍略義今日以書中御達申上候、尚幾久敷御懇篤之程相願候、此段為可得御意如此御座候、以上

山崎彦四郎

九月十日

石原五郎左衛門

錢屋佐兵衛様

御達書写左二

九月九日

錢屋

佐兵衛殿

今般御家督御相続之趣委細関東表江申達候之処、不相变館入之儀被相頼候、依之是迄之通合力米五石被相贈候、尚此上其御篤実之程被頼入

候

此段拙者共今宜得御意旨被申越候

右二付翌十一日若旦那様夫々御廻札名札左二

今般願之通家督	錢屋
被仰付難有仕合奉存候	佐兵衛
右御厚礼奉申上候	

御国表江之御披露

一筆奉啓上候

太守様益御機嫌能被為遊御座恐悦至極奉存候、然者佐兵衛義及老年多病二相成候二付悴卯一郎江家督相統為仕御用向是迄之通被仰付被下候様奉願上候処、御合力米被為下置万々先規之通御用向被仰附旨被仰渡重畳難有仕合奉存候、乍恐右御礼為可奉申上各様迄捧愚札候、乍憚御席之割可然様御執啓奉頼上候、恐惶謹言

錢屋佐兵衛

九月十一日

(花押)

錢屋卯一郎

(花押)

御用人御衆中様

御披露

御家老

一筆啓上仕候、秋冷御座候処益御機嫌克被遊御座恐悦至極奉存候、然者佐兵衛義及老年多病二相成候二付悴卯一郎江家督相統為仕御用向是迄之通被仰附被下候様奉願上候処、御合力米被為下置万々先規之通御用向被仰附旨被仰渡重畳難有仕合奉存候、乍恐右御礼奉申上度以愚札如斯御座候、恐惶謹言

錢屋佐兵衛

九月十一日

花押

錢屋卯一郎

花押

中奉書上包美濃

岩瀬大江進様

吉野図書様

大久保雅楽介様

加藤直衛様

御扈從衆御中

御年寄

一筆啓上仕候、秋冷御座候処益御機嫌克被遊御座恐悦奉存候、然者佐兵衛義及老年多病二相成候二付悴卯一郎江家督相統為仕御用向是迄之通被仰附被下候様奉願上候処、御合力米被為下置万々先規之通御用向

被仰附旨被仰渡重畳難有仕合奉存候、乍恐右御礼奉申上度以愚札如斯
御座候、恐惶謹言

九月十一日

錢屋佐兵衛

花押

錢屋卯一郎

花押

伊予奉書上包下ミノ

横井作十郎様

梅原鞆負様

槇嶋主金様

蜂屋十太夫様

志谷太膳様

小川左十郎様

御慮役衆御中

御用人

御勘定奉行

一筆啓上仕候、秋冷御座候処益御安泰被遊御座奉恐賀候、然者佐兵衛
義及老年多病二相成候二付悴卯一郎江家督相続為仕御用向是迄之通被
仰附被下候様奉願上候処、御合力米被為下置万々先規之通御用向被仰
附旨被 仰渡重畳難有仕合奉存候、乍憚右御礼奉申上度以愚札如此御
座候、恐惶謹言

九月十一日

錢屋佐兵衛

花押

錢屋卯一郎

花押

上杉原上包紙はんし

向井彈右衛門様

井沢門太夫様

関 小左衛門様

小野朝右衛門様

服部与惣兵衛様

酒井田織部様

倉賀野太宮様

松下良左衛門様

横井三良右衛門様

伊田与五兵衛様

竹内藤左衛門様

御侍中

御勘定奉行

一筆啓上仕候、秋冷御座候処益御勇健被遊御座奉欣賀候、然者佐兵衛
義及老年多病二相成候二付悴卯一郎江家督相続為仕御用向是迄之通被
仰附被下候様奉願上候処、御合力米被為下置万々先規之通御用向被仰

附旨被 仰渡重疊難有仕合奉存候、乍憚右御礼奉申上度如斯御座候、
恐惶謹言

九月十一日

錢屋佐兵衛

花押

錢屋卯一郎

花押

杉原半紙

関谷源右衛門様

日置祐右衛門様

栗田丈右衛門様

福住應右衛門様

参合御中

前同文二而益を右詰二致奥之

乍憚を拔候事

紙同断

荒井伊助様

大庭郡輔様

瀬戸雄作様

内田惣兵衛様

須藤又内様

福住莊助様

参合御中

堂島蔵屋鋪^(到)今祝至来二付礼口上名札

今般家督為御歡御酒料并二 錢屋

海魚料被下置難有仕合奉存候 佐兵衛

右御厚礼奉申上候

同九月廿四日祝差出候左二

一筆啓上仕候、秋冷御座候処益御安泰被遊御座奉恐賀候、然者今般願
之通家督相続被仰付難有仕合奉存候、因茲御盃頂戴仕度奉存候処、略
儀失敬奉恐入候得共鹿酒料金何程・松魚料金何程奉入尊覽候、御笑留
被成下候八、忝奉存候、先右奉申上度如斯御座候、以上

錢屋

九月廿四日

佐兵衛

孰連毛料金折掛ケ二ノ折熨斗七寸之片木二乗差送る

御奉行

赤飯老重

石原五郎左衛門様

三百足鹿酒料

百足松魚料

ノ

御留守居

前同断

山崎彦四郎様

✂

赤飯耆重

式百疋麩酒料

久保田好太郎様

百疋松魚料

✂

前同断

三木式左衛門様

✂

赤飯耆重

百疋松魚料

藤井十兵衛様

但塗片木

同断

里見小平次様

同断

津川雄助様

前同断

細田三平様

✂

右差出し候節先方々之タメ

白銀耆兩ト

石原

抱合ツ、

山崎

✂

同断ツ、

久保田

三刃ツ、

三木

抱合

藤井

当百式枚ツ、

里見

半紙一折

津川

✂

土浦屋敷分

奉願上口上覧

一

御館入被為

私儀

仰附置御扶持方をモ被為下置誠二以冥加至極難有仕合奉存候、然ル処最早及老年多病二相成候二付隠居仕悴卯一郎義佐兵衛与改名為仕家督相續為仕度奉存候、依之不相変御用向諸事私同様被為仰附被下候様奉願上候、此段可然様御執成奉願上候、以上

慶応三丁卯年

錢屋

佐兵衛

吉田兵左衛門様

右差出し置候処辰年六月十四日高津屋敷分被召出、若旦那様御越之上御達左二

作州

錢屋

米式拾俵

佐兵衛

右者此度親佐兵衛及老年候二付隠居家名被致相続候二付館人是迄之通
給米書面之通無相違被相贈之

横麻上下一具 右同人

交 肴壹折

右者此度家名被致相続候二付被成御祝書面之通被相贈之

以上

右二付当地屋敷役人丈ケ内祝赤飯差出入

泉州伯太分

奉願上口上覺

一

私儀

御館入被為

仰付置

御通行之節々

御目見被為

仰附御扶持方をモ被為下置誠二以冥加至極難有仕合奉存候、然ル処最
早及老年多病二相成候二付隠居仕忤卯一郎を佐兵衛与改名為仕家督相

続為仕度奉存候、依之御用向諸事私同様被為 仰被下候様奉願上候、

此段可然御執成奉願上候、以上

明治式己巳年九月

逸身佐兵衛

伯太

御役所

右差出し置候処午年四月七日左二

以剪紙致啓上候、暖和之砌御座候得共弥御清栄被成御凌珍重御儀奉存
候、将又先般御家督被成候由目出度御儀奉存候、以来者万端御厄介相
成可申候間何分奉頼候、右御歎之印迄二廳末之袴地壹反被人進覧候
間、御笑納可被下候、右之段為可得貴意如斯御座候、以上

西野又一

四月七日

杉田彦四郎

山中善太

錢屋卯一郎殿

尚々早速御歎可得御意之处、彼是取込延引之段御用捨可被下候、且又
西野又一義当分之内役雇被仰付候間何分奉頼上候、以上

以剪紙致啓上候、暖和之砌御座候得共弥御清栄被成御凌珍重御儀奉存
候、将又先般御隠居被成候由目出度御儀奉存候、是迄者種々預御厚情

難有奉存候、猶不相變奉賴候、右御隱居御歎之印迄麁魚言籠被致進入候間御笑納可被下候、此段為可得御意如斯御座候、以上

西野又一

四月七日

杉田彦四郎

山中善太

逸身佐兵衛様

尚以早速御歎可得實意之處彼是取込延引之段御用捨可被下候、且又今般西野又一義當分之内役雇人被仰付候間何分奉賴上候、以上

蒔田屋敷分

奉願上口上覺

一

御館入被為

私儀

仰附御扶持方を毛被為下置誠二以冥加至極難有仕合奉存候、然ル処最早及老年多病二相成候二付隱居仕、悴卯一郎義佐兵衛与改名為仕家督相統為仕度奉存候、依之不相變御用向諸事私同様被為仰付被下候様奉願上、此段可然様御執成奉賴上候、以上

慶応三丁卯年

錢屋

佐兵衛

原 龜之進様

右差出し置候処十二月十一日左二

一筆致啓上候、向寒之節御座候得共弥御堅剛被成御凌珍重奉存候、然者今般御家督御相統御改名被成候段目出度奉存候、随而甚輕微之至二御座候得共松魚一連十致進覽之候、聊右御歎得實意度如斯御座候、以上

原 龜之進

十二月十一日

原 太門

鷲尾庄司

錢屋佐兵衛様

徳山屋鋪分

奉願上口上覺

一

御館入被為

私儀

仰附置

御通行之節者

御目通被為

仰付御扶持方を毛被為下置誠二以冥加至極難有仕合奉存候、然ル処最早及老年多病二相成候二付隱居仕、悴卯一郎義佐兵衛与為仕家督為仕度奉存候、依之不相變御用向諸事私同様被為

仰附被下候様奉願候、此段可然様御執成奉賴上候、以上

慶応四戊辰年閏四月

錢屋

小川右馬雄様

佐兵衛

右願書江添状左二

一筆啓上仕候、向暑之砌御座候之處益御安康被遊御座奉欣賀候、然者私義及老年候二付忤へ家督之儀、昨年来分外様方御願奉申上夫々御聞届被成下、御当家様江も同様御願可奉申上之處、折柄道路相塞有之候二付不得止其俣打過居申候、今般以前之通御開相成候二付、乍延引別紙差出し御願奉申上候間、宜御取成之程奉頼上候、先者右申上度如斯御座候、以上

錢屋

閏四月廿一日

佐兵衛

谷城保左衛門様

兼崎寛九郎様

右差出し置候處、五月廿八日祝^(到)至来致候而相済候事

此外土州・津・阿州・五嶋・岸和田右五軒不届二相成候事

明治四辛未年四月廿一日吉辰二付丁内名前切替一件証文之写

請負一札之事

一於御丁内逸身佐兵衛家屋敷六ヶ所所持仕罷在候處、此度同人名前退同家忤卯一郎改名佐兵衛へ譲り渡、向後右屋敷同人所持仕候二付我等諸事請負相立申処実正也、然ル上者從

御公儀様被為 仰渡候儀者 不申及御布令之趣勿論其他御町儀先規申合万端不寄何事御作法之通急度為相守可申候、尤御丁中御相談之儀八多分二為相洩申間鋪候、猶又御公役町入用^(貼紙)「割方」万端其度每無異儀為差出可申候、万一相滞義二候八、何程二而も本人二不抱我等方急度相并可申候、此外如何様之儀出来候共我等何方迄も罷出早速埒明御丁内へ聊御難儀相掛ケ申間鋪候、為後日諸事請負一札仍而如件

請負人

明治四辛未年四月

錢屋佐一郎

代判丈助

右之通無相違慥二承知仕候、然ル上者御丁儀先規申合万端御作法之通少し茂無異^(貼紙)「変」相守可申候、猶又御丁中御相談之儀八多分二為相洩申間敷候、并二御公用御丁用共御差圖之節八早速罷出無滞相勤可申候、且又他国等仕候八、前広二御丁内江御届可申候、為後日御丁儀承知一札仍而如件

名前譲り主

同家忤卯一郎

改名

逸身佐兵衛

石灰丁御年寄

石灰屋吉治郎殿

并二家持衆中

一札之事

一於御丁内我等所持家屋敷

壹役半

一表口九間 裏行式拾間

居宅家屋敷

壹役

一表口三間 裏行式拾間

掛屋敷

壹役

一表口四間半 裏行式拾間

右同断

壹役

一表口六間 裏行式拾間

右同断

壹役

一表口五間 裏行式拾間

右同断

式役

一表口六間 裏行式拾間

右同断

右之通所持仕罷在候処、此度我等名前退跡同家忒卯一郎改名佐兵衛江讓り渡同人名前二相成申処実正也、然ル上者 御法度証文卷并二水帳・絵図共跡名前佐兵衛二御切替可被下候、尤右名前の儀二付諸親類者不及申、脇々違乱妨々申者毛頭無御座候、万一彼は申者出来候節八此印形之者共何方迄も罷出急度埒明、御丁内へ少しも御難儀相掛申間鋪候、為後日讓り渡御頼一札依而如件

逸身佐兵衛

明治四辛未年四月

改名

佐治兵衛

親類惣代備後町四丁目

錢屋佐一郎

代判丈助

石灰丁御年寄

石灰屋吉治郎殿

并二家持衆中

丁内祝儀

御樽料

一金貳百疋	御年寄	錢 宗兵衛様
松魚壹連十	石吉へ	同 丈助様
一金七拾五疋	町代江	同 市兵衛様
一同 五拾疋	悴駒治郎へ	同 嘉兵衛様
一同 五拾疋	下役喜八江	同 専助様
一同 貳拾五疋	同 女房江	同 清兵衛様
一同 貳拾五疋	同 悴江	
一錢壹貫五百文	垣外源六江	
膳料		
一金百疋宛	町代才一	京親類四軒江為披露嘉兵衛上京、尤土産として生掛ケ金米糠一斤壹箱
	下役喜八	ツ、持参之事
	同人悴	
✂ 金壹兩三步壹朱		兵庫式軒
錢壹貫五百文		一筆啓上仕候、向暑之節御座候処益御安康被遊御座奉欣賀候、然八今
別家廻状		般悴卯一郎義佐兵衛与「改名」 ^(貼紙) 仕家名相統為致「候、佐」 ^(貼紙) 兵衛義佐治
口上		兵衛卜改名仕候間、此段書中を以御吹聴奉申上候、不相変御懇情之程
一然者若旦那御儀今日吉辰二付御家督御相統定式無御滞相済申候間、		奉頼上候、依之輕少之至二御座候得共遠方之義二付乍略儀為内祝赤飯
此段御通達申上候、已上		差送り申候、御祝納被成下候八、本懷之至二奉存候、先右申上度如斯
四月廿一日	本家	御坐候、以上
	店	
本町様		逸身佐治兵衛
		逸身佐兵衛
		五月
		藤田善兵衛様
		同 善右衛門様

右式軒遠方之義二付餅米壹升・小豆貳合袋二入壹袋宛手紙相添飛脚へ
出入

内祝赤飯

賦り先

妙徳寺 錢弥 錢源 今長 境貞 桑源 堺善 堺治郎 河庄 塚喜
佐渡一 天六 大根小 平甚 錢宗 同市 同專 同丈 同嘉 同清
同喜助 常七 平助 三木東 花吉 仲忠 尼長 堺与 河藤 大工
弥 家根清 左官作 手伝伊助 同伊右衛門 丁内大源 塩庄 塩庄
三宅文 塩大七 塩石吉 塩西市 塩塩庄作 塩井筒槌 塩泉藤 塩
紙藤 塩尼庄 八尾綿吉 塩綿長 丁代 下役 通商司掛り六拾四軒

岩佐 野々口 矢代 戸倉

右四軒へ八赤飯丹吉へ頼、京二而誂へ賦り、金者岩佐二而借候事

卜半丁

少年寄田中新右衛門 家守錢嘉

久宝寺町

少年寄松波安兵衛 家守丸善

卜半丁切替

一札

一御丁内二而逸身佐兵衛所持掛ヶ屋敷表口七間裏行廿間、但式役所持
罷在候処、此度同人名前相退同家倅卯一郎改名佐兵衛へ譲り請名前二
相成申候処実正也、然ル上八從 御公儀様被 仰出候義ハ 不及申御
丁内古来分仕来り其外相談相決候儀無違背為相守御公役町役無滞為相
勤可申候、万一相滞義有之候ハ、何程二而モ本人二不抱我等方分相并
可申候、且又諸事我俥決而為致間敷、自然右家屋鋪普請并二地上ヶ仕
候ハ、前広二御丁内へ相届ヶ差構二不相成様為致可申候、尤右佐兵衛
義二付如何様之義出来候共我等何方迄モ罷出急度埒明御丁内へ少しモ
御迷惑相掛ヶ申間鋪候、為後日受負一札仍如件

親類惣代請人

明治四辛未年九月

錢屋佐一郎

代判丈助

本人

逸身佐兵衛

少御年寄

田中屋新右衛門殿

一札

一御丁内我等所持掛屋敷表口七間裏行貳拾間、但式役右壹ヶ所所持仕

罷在候処、此度親類一同相談得心之上我等名前相退同家忰卯一郎改名
佐兵衛へ譲り渡同人名前二相成申候二付、水帳・絵図并二御法度書之
証文卷等右佐兵衛名前二御切替可被成下候、右之義二付親類者不及申
脇分彼是申者無御座候、万一何角与申者出来候ハ、我等罷出急度埒明
御丁内へ少しも御難儀相懸ケ申間敷候、為後日一札仍如件

明治四辛未年九月 逸身佐兵衛改名

父佐治兵衛

少御年寄

田中屋新右衛門殿

北久宝寺町切替

一札

一御丁内我等所持掛屋敷表口拾貳間半裏行拾六間半、但壹役、同表口
三間半裏行拾貳間半、但壹役、右屋敷式ケ所他丁持二而所持仕代印家
守丸屋善兵衛為相勤罷在候処、此度名前退主同家忰卯一郎名改佐兵衛
譲り受名前二相成候間、水帳張紙可被下候、然ル上者親類一同相談得
心之上右卯一郎譲り受名前二相成候二付脇分故障申者吾人も無御座
候、万一彼是申出候者有之候ハ、此印形之者共何方迄も罷出急度埒明
少しも御難儀相懸ケ申間敷候、為後日一札依而如件

家屋敷

明治四辛未年

譲り主佐兵衛名改

九月十四日

佐治兵衛

同譲り受主卯一郎名改

逸身佐兵衛

親類惣代受人

錢屋佐一郎

代判丈助

北久宝寺町壹丁目

少御年寄

松浪安兵衛殿

一札

一御丁内二而逸身佐兵衛家屋鋪表口拾貳間半裏行拾六間半、但壹役、
同表口三間半裏行拾貳間半、但壹役、右式ケ所他丁持所持罷在候所、
此度名前退同家忰卯一郎名前二成佐兵衛与改名仕右家屋敷所持仕候
処、私親類二御坐候二付諸事請負二相立申処実正也、從御上様被仰出
候御法度之趣急度為相守可申候、且又御丁内式法通諸事申合之義為相
背申間敷候、尤御公役丁役とモ無滯為差出可申候、万一相滞義候ハ、
本人二不抱^持受負人分相并可申候、此外如何様之義出来候共我等何方迄
も罷出急度埒明少しも御難儀相懸ケ申間敷候、為後日一札依而如件

受負人

明治四未年

錢屋佐一郎

九月十四日

代判丈助

本人

逸身佐兵衛

北久宝寺町壺丁目

少御年寄

松浪安兵衛殿

一札

一御丁内二而掛屋敷式々所所持仕代印家守丸屋善兵衛相勤罷在候処、
此度私名前二相成家守是迄之通善兵衛為相勤候間、諸事同人江御引合
可被下候、然ル上者同丁式法通為相守可申候、万一勤方不埒二候哉、
又八御丁内御氣二不^(貼紙)「叶」義御座候八、何時二而モ相退セ可申候、為
後日一札依而如件

明治四辛未年

逸身佐兵衛

九月十四日 家守

丸屋善兵衛

北久宝寺町壺丁目

少御年寄

松浪安兵衛殿

石灰丁

逸身佐兵衛

一私義及老年候二付名前相退、同家悴卯一郎佐兵衛与改名家督相続為
致申候、則町表切替相済申候二付刑詰局御帳面并二仲間株帳共張紙被
成下度奉願上候以上

明治四辛

父佐兵衛

未年七月

卯一郎改名

相続人

佐兵衛

右名前退同家悴跡相続張紙被成下候様奉頼上候、以上

十八番組出番

大坂屋七兵衛

右之趣相違無御座候二付奥印仕候、以上

島之内年行事

大坂屋七兵衛

元南質

御組頭衆中

^(貼紙)
「質」仲間切替

乍憚口上

十八番組

^(到)
至來物

卯四月三日

一扇子三本人 _{（朱書）} 壹箱	肥後	代貳拾七匁	_{（朱書）} 「為三匁」
松魚十本 _{（朱書）} 壹箱	塩飽屋	七日	濱屋
目方三百六拾目	清右衛門	一生鯛貳尾	清之助
吉野杉原 _{（朱書）} 壹束	_{（朱書）} 「為銀壹匁」	代三位	_{（朱書）} 「為壹朱」
五日	同	廿八日	加嶋屋
一鮮鯛	壹折	一松魚貳連	作五郎
兩尾	御目付	代四拾八匁位	_{（朱書）} 「為三匁」
御勘定	河喜多助三郎	五月朔日	加嶋屋
松の井酒	双樽	一松魚貳十一箱	作治郎
壹斗	山内平治	目方四百目	_{（朱書）} 「為三匁」
四月五日	_{（朱書）} 「為金百足」	代六拾七匁位	小田原
一海魚三種	肥後	十一日	石原五郎左衛門
御根取	松岡龍太郎	一麴酒料	山崎彦四郎
大鯛壹尾	_{（朱書）} 「為金五十足」	金五百足	久保田好太郎
大鰈貳枚	_{（朱書）} 「錢六百文」	海魚料	三木式左衛門
海老十		金三百足	_{（朱書）} 「為金五十足」
廿二日	絆屋		_{（朱書）} 「錢五百文」
一松魚十壹匁	善右衛門		_{（朱書）} 「人足へ」
目方百七拾五匁			

一松魚	原龜之進	御酒三升	
壹連	原太門	壹貫五百文ツ、	
	鷺尾庄司	四月十九日	為換
辰五月廿六日	〔朱書〕 為壹朱	一松魚料	会社
一鯛 壹尾		金千足	〔朱書〕 為百足
尾頭尺五寸	徳山	樽料	
鯛 式本	屋鋪	金式千足	
同断	〔朱書〕 為壹朱	廿一日	
十五日		一扇子壹箱	中原庄兵衛
一交肴三種	土浦	三本人紙紐	〔朱書〕 為五十足
鯛壹尾	屋敷	松魚三十本人	
鱸壹ツ	〔朱書〕 為壹朱	壹箱	
赤貝十ヲ		目方式百拾匁	
明治四辛未年三月廿四日		代百四拾八匁	
一鯉節式拾本人	井上市兵衛	一白木綿壹反	丁内
壹箱	〔朱書〕 為五十足	扇子式本人壹箱	三宅屋
目方百四拾目			卯助
代七拾目			〔朱書〕 為壹朱
			同

一 松魚五本	尼ヶ崎屋	一 松魚壹連	見市治郎吉
壹苞	庄三郎	大拾本	〔朱書〕 「為壹朱」
目方百八拾目	同	目方式百五拾目	
	紙屋	代式分式朱位	
	藤兵衛	一生鯛壹尾	丁内
	〔朱書〕 「為三百文」	目方式百八拾目	泉屋
一 卷紙五百枚	丁内	代壹三貫八百文位	藤兵衛
扇子三本入壹箱	大坂屋		〔朱書〕 「為三百文」
皮紐	七兵衛	一 永統紙五百枚	原嘉助
代百目位	〔朱書〕 「為三百文」	代壹歩式朱位	〔朱書〕 「為壹朱」
一 經節大三本	同	一 松魚十	錢屋
目方百九拾五匁	塩屋	壹箱	喜助
代壹分三朱余り	庄吉	代式百六拾目位	〔朱書〕 「為式朱」
	〔朱書〕 「為三百文」	一 松魚十一箱	常七
一 永統紙三百枚	今村長兵衛	目方式百四拾五匁	平助
代三朱位	〔朱書〕 「為三百文」	代壹兩位	〔朱書〕 「為式朱」
一 酒五升		扇子三本入壹	
代七貫五百文	別家中	紙紐	丁内
羽二重壹端	〔朱書〕 「為式朱」	一生鯛壹尾	石灰屋
代六兩壹分		烏賊式ツ	吉治郎
松魚十壹箱		代壹分壹朱	〔朱書〕 「為壹朱」
代			

一 永統紙三百枚	平井四郎右衛門	一 松魚十一箱	桑名屋	一 酒券貳枚	織田弥助
代壹分位	〔朱書〕 「為五百文」	目方貳百五拾目	源治郎	代	〔朱書〕 「為壹朱」
一 白木綿	西口屋	代三步位	〔朱書〕 「為貳朱」	一 小菊拾折	天満屋
壹反	市太郎	扇子三本人壹箱	〔朱書〕 「為朱」	代壹分壹朱位	六治郎
	〔朱書〕 「為壹朱」	家督祝		扇子三本人壹箱	〔朱書〕 「為壹朱」
		小菊 拾折		代壹貳百文位	
		代壹歩三朱位		一 永統紙三百枚	松下市兵衛
		御改名之歟		代壹分位	〔朱書〕 「為壹朱」
一 松魚十壹箱	住友吉右衛門	一 松魚十壹箱		洪扇貳本	
目方三百五拾目	〔朱書〕 「為貳朱」	馬乗袴地壹反		代貳朱	
代三兩位	奥野治郎兵衛	代三兩位		一 小菊拾折	奥野善之助
一 松魚十貳連	〔朱書〕 「為貳朱」	一 松魚十貳連		代壹歩位	〔朱書〕 「為壹朱」
目方五百目		目方五百目		色目扇五握	
代壹兩位		代壹貳朱		一 酒券貳枚	平野屋
一 蒲鉾券十五	大和屋	源治郎		代	甚之助
代壹貳五百文				一 晒布壹反	〔朱書〕 「為壹朱」
				代	奥野貞
					〔朱書〕 「為貳朱」

扇子三本人沓箱	皮紐	代沓貫三百文	一松魚十一箱	目方式百四拾目	代	扇子三本人沓箱	紙紐	代沓貫文	一松魚十沓箱	目方式百六拾目	代三步式朱位	一松魚拾沓箱	目方三百目	代三步卜式貫文位	一生鯛式尾	目方	四百五拾目	五百五拾目	代三步位	
田中喜三郎 〔朱書〕 為沓朱									平瀬龜之助 〔朱書〕 為沓朱			津田久兵衛 〔朱書〕 為沓朱			普請方	大工弥	家根清	左官弥	伊助	伊右衛門 〔朱書〕 為百足
一小菊拾折	代沓歩式朱位	一絹紐三本人	扇子沓箱	皮紐同断	家督祝并二隠居之祝	一鯉沓枚	赤貝三ツ	一真綿沓把	五袋	洪扇式本杉箱入	右家督之祝	洪扇同断	右名前替之祝	一寿し券廿	百印	一扇子五本人沓箱	絹真田	隠居江	扇子五本人沓箱	皮紐
西岡吉平 〔朱書〕 為三百文	戸倉嘉兵衛 〔朱書〕 為式百文					平尾庄五郎 〔朱書〕 為五百文	矢代庄兵衛							井筒屋	槌五郎 〔朱書〕 為三百文				岩佐孫兵衛 〔朱書〕 為式朱	

松魚料金五百疋

✂ 一松魚拾壹箱

目方貳百七拾目

代三步貳朱位

扇子三本入壹箱

皮紐

出入方

三木東

花吉

境与

河藤

大忠

尼長

〔朱書〕
「為貳朱」

西岡長右衛門

〔朱書〕
「為二百文」

為之助

好助

信造

〔朱書〕
「為貳朱」

一松魚料

金貳百疋

✂ 扇子貳握

野々口はや

家督之祝

✂ 扇子貳握

✂ 御隠居祝

✂ 一楠公碑文

懸物壹幅

扇子貳本入壹箱

一羽織紐壹

代壹分位

一松魚拾箱入一

目方三百拾目

代三步貳朱位

一□波五色

永統紙五百

一岩国半紙

二十折

一暑寒平

袴地壹反

家督祝

藤田善兵衛

〔朱書〕
「為壹朱」

藤田善右衛門

北久宝寺町家守

丸屋善兵衛

〔朱書〕
「為壹朱」

田中屋

新右衛門

〔朱書〕
「為壹朱」

卜半丁家守

錢屋

嘉兵衛

〔朱書〕
「為壹朱」

伯太

大王繹魚式尾
 こち吉本
 隠居祝
 役所
 (朱書) 為金百疋
 (朱書) 為三百文

返礼

井上市兵衛

一松魚十箱入

代貳百目位

中原庄兵衛

一前同断

(朱書) 先方〆為

一松魚十箱入

岩佐

(朱書) 五十疋岩佐

目方三百式拾目 矢代

(朱書) 廿五疋矢代

御酒壺樽料 戸倉

(朱書) 野々口

金百五十疋 野々口

折掛ケ

一松魚壺連十本 桑名屋

(朱書) 為五十疋

目方四百式拾目 源治郎

酒券三枚

ノ

一松魚十一連

堺屋

(朱書) 為三百文

目方式百拾五疋

貞

酒券三枚

ノ

一松魚拾一連

堺屋

(朱書) 為式拾五疋

目方三百三拾目 治郎兵衛

酒券三枚

(朱書) 三百文堺吉

一松魚拾一連

(朱書) 壹朱平甚

代壹歩式朱ッ、

(朱書) 扇子今長

河庄 天六 佐渡市 錢弥

平甚 今長 堺善

(朱書) 為三百文

一松魚拾壺連 塚口屋

目方式百五拾目 喜右衛門

一交肴三種

鯛壺尾 住友

鰯壺ッ

海老三ッ

代壺両式分

ノ

一赤飯料 好助

金百疋ッ、 為之助

ノ

信造

一筆啓上仕候、大暑之節御座候処益御安泰被成御座奉欣賀候、然者今

般家督相続并二改名仕候二付而八全体御下坂も相願為差事も無御座候
得共御盃等も可仕筈二候へとも御時節柄殊二暑中之折柄御苦勞二も奉
存候間、乍略儀輕少之至候得共何々進上之仕候、幾久御受納^{貼紙}被成下
候八、」本懷之至二奉存候、先右奉申上度如斯御座候、以上
六月 当所之向八下坂除ケ且又改名之祝不參候分八改名卜認候義除
ケル

明治四辛未年八月朔日

一^(替力) 紵并二家内遣し物祝左二

一 鯉節拾一苞

代沓步沓朱

錢源

近江晒沓反

代沓兩式朱ト

一 永三十文

一生縮緬

錢丈

鼠御紋附羽織地沓反

代沓兩式分式朱

奈良晒水浅黄

御紋付 沓反

代沓兩式分三朱

永式十五文

別家五人へ

一生縮緬火印小紋

御紋附羽織地沓反ツ、

代沓兩三步式朱ツ、

奈良晒水浅黄

御紋付沓反ツ、

代沓兩式步三朱

永式拾五文ツ、

右 錢宗 同市 同嘉

同專 同清 一五人

手代拾人へ

一前同断羽織沓ツ、

代沓兩三步式朱ツ、

右

要助 皆助 禎助

萬助 文助 徵造

弘造 祥造 敬造

大助

子供十三人へ

一奈良晒空色銘々

尼長

辛未八月十九日祝

献立

木具

松竹梅

（貼紙抹消）
松□□

雑焚

餅

昆布

へぎ鯉

小硯蓋

巻焼玉子

烏賊附やき

小茄子

是迄二而御上別家御盃相済

河藤

ノ

普請方

一御祝儀

大工弥

金百疋ツ、

家根清

左官

伊助

伊右衛門

ノ

御膳部

鱈

赤貝

三ツ葉

白髪大根

飯

汁

すりミ
たゝき菜

平

御所麩

切身

椎茸

菓子碗

結ゆ葉

しん上

糸三ツ葉

焼物

小鯛十三別家分

いな三十七御上ト家内

以上

大旦那様

奥様 当旦那様

御寮人様

若旦那様 御新造様

娵様

ノ七人

〔史料紹介〕^{タカノブ}「寶備家督一件諸事控」

本町様 錢宗 おふさ 要助
 錢丈 おひて 市兵衛 おゆう
 錢嘉 おたけ 錢專 おたか
 錢清 〆十三人
 皆助 弘造 祥造 常七
 巳之助 仙吉 藤吉 永吉
 与三良 千之助 政治郎 丹吉
 丹ノ小三吉
 たみ りく すへ つる
 まつ こま まき 元之助
 きく たけ 三助 岩助
 七助 三木東 〆廿七人
 錢宗供式人 錢嘉供壹人 錢專供壹人
 〆四人
 御上分 七人前
 組肴 車海老
 厚焼玉子
 青かまぼこ
 皮たけ
 はしかミ
 焼肴
 鯛

作り身 かれ
 吸物 ゆり
 鯛
 松たけ
 〆
 別家衆分 十三人前
 厚焼玉子
 車海老
 硯蓋
 青蒲鉾
 かうたけ
 はじかミ
 造り身 かれ
 吸物 ゆり
 鯛
 松たけ
 〆
 店手代分 五人前
 濱焼
 鯛

組肴三種

焼肴 鯛

九分四厘

壹枚百文ツ、

造り身

吸物

錢拾三貫九百文代
一同五百貳拾目

貳百貳拾五匁

ノ

横麻上下地壺

河喜多様行

同日備店家内并二手代酒肴本家同様先方二而出入之肴屋へ申付被下候

事

貳百九拾五匁
右同断山内様行

諸入用

一銀八百八拾三匁五_厘リ

肥後

一同壹貫貳拾貳匁
壺厘

赤飯
五拾三軒分代

金七兩代

役人八人へ包金

錢六拾九貫八百文代

南天葉代

一同百五拾貳匁

河喜多 山内

一同貳匁貳分六_厘リ

花萬弘

貳分八厘

松岡

錢百五十文代

堀江様へ

松魚十壺箱ツ、壺箱分塩飽屋至來之分遣

一同六拾三匁

別段唐金巾

ス

九分

壺反代

一同百五拾六匁

白石 荒木 内桑

金貳分代

因州

五拾貳匁蓮經節壺ツ、

肥後分

役人拾九人

一同貳百八拾目

四拾目蓮節七軒へ

「三貫六百貳匁四分四_厘リ」
(朱書)

包金

一同八拾目

名代

一銀壹貫六百

拾五匁三厘

塩飽屋清右衛門并淀清江四拾目之蓮壺宛

拾五匁三厘

因州

一銀貳百四拾目

三拾目之蓮節壺宛八軒へ

金拾三兩壹分貳朱代

包金

一同貳百貳匁

魚券百三拾九枚

金拾三兩壹分貳朱代

包金

一同貳拾六匁	名代早川江	金四兩三分貳朱代	当地役人松魚料
	片細壺蓮代	一同五拾貳匁	赤飯代
	桑佐弘	四分	
一同五匁七分貳 ^(匁)	麴酒料之	錢貳貫六百八十四文代	
錢四百文代	片木六枚代	一同三拾貳匁	大河内様
一同三百九拾五匁	赤飯	五分 ^(匁)	松魚料一口
五分七 ^(匁)	貳拾三軒分代		戻り
錢貳拾七貫六百六十文代			
×因州分		×庭瀨分	
「 ^(朱書) 貳貫四拾貳匁三分貳 ^(匁) 」		「 ^(朱書) 六百四拾貳匁九分 ^(匁) 」	
一同五百八拾五匁	小田原	一同貳貫三拾五匁	
金四兩貳分代	御酒料・松魚料	金九兩壹分代	
	八軒分	五百足 岩佐 ^ノ	
一同百五拾貳匁	赤飯代	貳千足 為換会社 ^ノ 樽料	
貳分五 ^(匁)		千足 同所松魚料	
錢拾貫五百文代		貳百足 野々口 ^ノ 祝之内松魚料	
一銀四匁八分貳 ^(匁)	片木四枚代		
錢貳百六拾四文代		×	
×小田原		一同三百九拾八匁	石灰丁
「 ^(朱書) 七百四拾貳匁七 ^(匁) 」		七分五厘	包金口々
一同六百貳拾三匁	庭瀨	金壹兩三分壹朱代	
貳厘	御国元役人并二	一同三拾三匁	同
		錢壹貫五百文代	垣外源六 ^ノ 祝儀

一同三貫四百	金貳兩三分貳朱卜	一同九拾壹匁	祝盃之節
三拾七匁五分	六百文代	三分	貳貫五百文 吟嚙代
金拾五兩貳分貳朱代	未八月十九日	錢四貫百四十八文代	六百四十八文 次之間花
	別家一 ^(標) 紵家内御盃之節膳部 并肴代		白菊代
	堺吉払		壹 ^ノ 文 薯蕷廿代
一同拾七貫百五拾 五匁五 ^(厘) り	別家并二手代・子供御遣し 物代	一銀五百四拾貳匁 八分五 ^(厘) り	錢源行
	丹吉払		松魚十壹匁并二
	金七拾七兩三分三朱		近江晒壹反代
	錢四百文代	一同三拾七匁 九分五 ^(厘) り	祝盃之節
一同貳百四拾三匁 四分貳 ^(厘) り	常七・平助へ 御遣し之細 ^(繻伴) 代	錢壹貫七百廿四文代	雜焚餅代
	三ッ井払	一同百六拾五匁	豐藤払
	金壹兩壹朱	金三分代	好助・為之助
	四百三十八文代		信造赤飯料
一同七百九拾七匁 五分	家内祝儀并二	一同三貫五拾三匁 壹 ^(厘) り	金百足ツゝ
金三兩貳分貳朱代	錢喜膳料おきく	錢百三拾八貫七百	内祝之
一銀九百三拾五匁	反物料共	七十二文代	赤飯代
金四兩壹分代	出入方六人	一同七匁七分四厘	蒸物用
	普請方五人	錢三百四十八文代	南天之葉代
	包金祝儀		

一同四拾壹匁

花仙抄

貳分五_(三)り祝賦_(三)り之節
大忠半日雇賃

金三朱代

一同壹貫八拾六匁

諸家町家共

壹分_(三)り

祝参り候節為口々々

一同百拾七匁

鯉節

三十本代

戻り

惣ノ銀三拾五貫九百七拾

三匁貳分七厘

注

(1) 逸身喜一郎・吉田伸之編、東京大学出版会、二〇一四年。同書は第一巻の「四代佐兵衛評伝」とともに第二巻の「逸身家文書研究」をあわせて二巻組で出版された。

(2) 幕末期の混乱に関する本文中の具体的な記述については、例えば慶応四年四月の徳山屋敷への家督相続願の添状に、「折柄道路相塞有之候二付、不得止其俣打過居申候」という釈明の文言がみられる。これにより、同年初頭からの鳥羽伏見の戦いによる交通遮断の状況が窺える。また、本文の御館入の藩への家督相続届出記録の最後に、「此外、

土州・津・阿州・五嶋・岸和田、右五軒不届二相成候」と記載がある。

(3) 藩への願書提出月が明記されていない場合については、藩からの申渡月を() 書で記した。

(4) 天保六・八・九・十一年「大坂袖鑑全」(佐古慶三教授収集文書、C14-68・69・70・71) には、「石灰丁 錢屋佐兵衛」が高鍋藩の名代・蔵元として掲載されている。蔵屋敷の所在地は江戸堀四丁目。

当館所蔵の「諸藩貸上書訳」や「明治六年新旧公債取調書上写し」などの帳簿でも、同じく高鍋藩が冒頭に来ている。

(5) 当館所蔵の「通商司為換会社一件」(佐古慶三教授収集文書) の冒頭には、「於御裁判所被仰渡之写」として錢屋佐兵衛に対して、明治二年八月三日付で「右通商司為換会社并御貸附方頭取並申付苗字帯刀差免仕候事」という記述がある。

また、小林延人「逸身家文書から見た維新期通商司政策」(『大坂両替商逸身家文書現状記録調査報告書』、ぐるーぷ・とらっど3、二〇一〇年) によれば、「明治二年八月に大坂為替会社・通商会社が創立されると、錢屋佐兵衛は「通商司為替会社并御貸付方頭取並」に命ぜられ、八月三日の会計官達により苗字帯刀を許される。(3-39-2-11)。為替会社と通商会社はその役員を共有しており、惣頭取・頭取・頭取並という序列であった。錢屋佐兵衛は苗字帯刀を九月三日になつて町内に届け出て(3-39-2-15)、正式に逸身佐兵衛としての活動が始まる。」と記している。

(6) 大政奉還後、慶応四(明治元)年二月高鍋藩主秋月種樹は、維新政府の参与職内国事務局権輔に、同年閏年四月には五カ条の御誓文に基づく行政改革に伴い、行政官の弁官事に任ぜられ、翌二年三月には前年末に開設された公議所の第一回議長を務めた。(安田尚義『高鍋藩史話』鉾脈社、一九九八年)

(7) 佐古慶三教授収集文書、F-10-16。

(8) 「日記」記載の奉公人の身分については、前掲『両替商 錢屋佐兵衛

1 四代佐兵衛評伝』を参照した。

(9) 六月二日付で「一因州江家督祝品々御藩中江、皆助・熊吉・

三助・源助夫々配二罷出候」との記載あり。

(10) 佐古慶三教授収集文書、F-10-17。

(11) 佐古慶三教授収集文書、F-10-18。

